「一般名処方」の取り組みについて



「**一般名処方**」とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が 同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供 しやすくなります。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、患者様に適切に医薬品を提供するために、 処方箋には、医薬品の「商品名」でなく、有効成分を元 にした「一般名処方」を実施しています。

お薬について、ご不明ご心配なことがありましたら、 お気軽に医師にご相談ください。



医療法人 輝松会 まつお内科クリニック